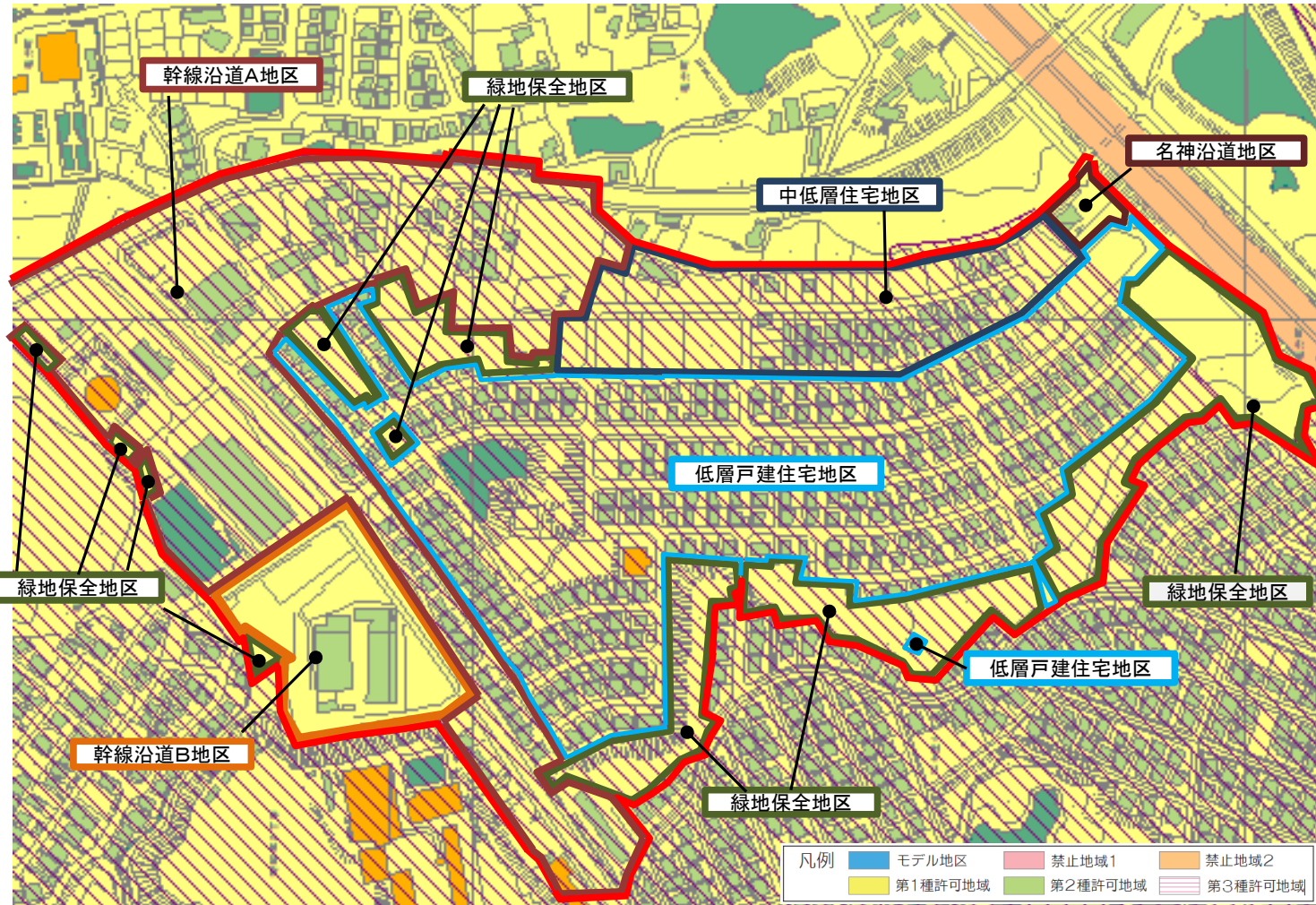


追分丸尾地区地区計画区域



○屋外広告物条例 基準

【低層戸建住宅地区
・中低層住宅地区】
⇒自家用のみ掲出可
(電柱広告を除く)

【低層戸建住宅地区・中低層住宅地区】
第3種許可地域の基準を適用(自家用広告物)

【その他の地区】
第1種許可地域または第3種許可地域の基準を
適用(自家用広告物)

○地区計画 基準

【低層戸建住宅地区・中低層住宅地区】
屋外広告物は、次の各号を全て満たすもの以外は
表示、設置してはならない。

- (1) **自己の用に供するもの**
- (2) 表示面積の合計が **5㎡以下** のもの
- (3) 刺激的な原色を避け、**周辺環境に配慮**した
色調・形状のもの

